

第36回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成21年3月23日（月） 14:00～14:45

◇場所

猿沢荘 たかまど

◇出席者

審議会委員：金谷委員、松本委員、南川委員

事務局：総務部総務課 油谷課長、新座参事、出井主任調整員、
水島調整員、田中主査

◇議事

オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関する事項について

※ 配付資料

資料：オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関する事項
について（教育委員会）

参考資料1：奈良県個人情報保護条例の解釈運用基準（第6条関係）

参考資料2：過去の意見聴取の例

参考資料3：LGWANについて

◇公開・非公開の別

公開（傍聴者なし）

[議事概要]

(1) 事務局より、議事について資料等により説明した後、議論が行われた。

A委員：意見を求めているのは、教員免許管理システムに限定されず、包括的にオンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関する事項について意見を求めていることでよいか。

事務局：そのとおりである。

B委員：教員免許管理システムは、全国一斉に稼働するのか。

事務局：この4月1日から稼働する予定である。今のところ、このシステムに参加しない団体は無いと聞いている。

C委員：このシステムを使用する教員免許状の確認作業は、どれだけの件

数を想定しているのか。

事務局： 教育委員会の予想として、年間1千件くらいの更新申請が出てくると考えている。

C委員： 教員免許管理システムを利用して、オンライン結合し個人情報を提供することについては、事務の効率化が図られるなど公益上の必要性が認められるとともに、個人情報についても必要な保護措置が十分取られているものと認められる。

A委員： 基本的にL G W A Nを使用するならば、セキュリティに関しては問題ないであろう。

B委員： 教員免許管理システムを使用して時間も短縮されることだが、万全を期していただきたい。

C委員： 類型事項に該当する場合には今後審議会の意見を聴く必要はないものと考えるが、拡大解釈しないよう慎重な取扱いが望まれる。

(2) 審議の結果、オンライン結合による個人情報の提供の制限の例外に関する事項については適当なものとして意見集約した。